ちばぎん

ご来店時にお持ちいただくもの

【1】『外国送金依頼書兼告知書』および関連資料

外国送金をご依頼いただく場合、『外国送金依頼書兼告知書』が必要です。

外国送金事前ネット受付サービスで作成いただいた、『**外国送金依頼書兼告知書**』を印刷してお持ちください。
印刷してお持ちになれない場合は、窓口にて**お申込番号**をお伝えください。

- 外国送金依頼書兼告知書には、**お支払口座のお届け印によるご捺印が必要**です。
- 依頼書の入力内容やご送金目的について確認させていただきますので、**送金先情報やお取引に関する資料**をあわせてご用意ください。

【2】送金代金・諸手数料のお支払いにかかわるもの

口座にご資金をご準備(*)の上、以下のものをお持ちください。
（ご持参された**現金およびご依頼日の直前に口座に入金した現金**でのご送金はお取り扱いしておりません。）

- **通帳（通帳が発行されていない口座は不要）**
- **お届けのご印鑑またはキャッシュカード（キャッシュカードは個人のお客さまでお持ちの方のみ）**

※ご送金ご来店予定日の**直前**に、他行より当行お支払口座へご資金を移動されている場合、そのご資金の原資を確認させていただく場合がございます。ご資金を払出した銀行通帳等をお持ちください。

※ご印鑑をお持ちになれない場合でも、**ご捺印済**の外国送金依頼書兼告知書でお手続きは可能です。
ただし、以下のような場合にご捺印およびご印鑑の持参がないとお手続きができませんので、あらかじめご了承ください。

- 外国送金依頼書兼告知書の記載内容に不備があり、訂正印が必要となる場合

【3】ご本人確認書類（個人のお客さま）

お取引にあたってのご送金人の意思確認のため、あるいは、ご来店者が正当な権限を有することの確認のため、当行所定の手続きにより、ご送金人やご来店された方のご本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。

運転免許証やパスポート(*)および在留カード等、なるべく顔写真入りの確認書類をご用意ください。

また、お客さまのご職業・事業内容が確認できる書類の提示等をお願いする場合があります。

※日本国発行の令和２年（2020 年）２月４日以降に申請・交付されたパスポートを本人確認書類として利用される場合は、現住居の記載があるもう１種類の本人確認書類も必要です。

【4】実質的支配者の確認書類（法人のお客さま）

当該法人を実質的に所有することが可能となる自然人（これを「実質的支配者」といいます）を含めて本人確認等を行い、確認書類の提示をお願いする場合があります。

ご注意

お受付にあたっては、「マネー・ローンダリング防止」および「テロ資金供与防止」のため、あるいは、「外国為替及び外国貿易法」にもとづく支払規制に該当しないことの確認のため、インボイス（商業送り状）、契約書、請求書などのお取引内容が確認できる書類のご提出をお願いいたします。詳細につきましては、「外国送金取引を行うお客さまへ」または「貿易取引および仲介貿易取引を行うお客さまへ」をご確認ください。

マイナンバーのご提出について

外国送金のお取引の際は、個人番号（マイナンバー）または法人番号のお届出が必要となります。お届出がお済みでないお客さまは、お手続きをお願いします。なお、「マイナンバー制度」についての詳細情報は、以下の URL または右の「二次元コード」から、当行のホームページにてご確認ください。

https://www.chibabank.co.jp/law/mynumber/